３．変更生産施設整備等計画申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
４．変更生産施設整備等計画申請者の住所
（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった変更生産施設整備等計画申請書の写しを添付する。

様式第二十（第12条第４項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の変更の不認定通知書

年　月　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けで変更申請のあった認定特定半導体生産施設整備等計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十一（第12条第５項関係）

変更後の認定特定半導体生産施設整備等計画の概要

１．変更の認定の日付
２．変更後の特定半導体生産施設整備等計画認定番号
３．認定特定半導体生産施設整備等事業者の名称
４．変更後の認定特定半導体生産施設整備等計画の概要
（備考）
「４．変更後の認定特定半導体生産施設整備等計画の概要」中、認定特定半導体生産施設整備等事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

様式第二十二（第13条関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の変更指示の通知書

年　月　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定特定半導体生産施設整備等計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第12条第３項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

１．特定半導体生産施設整備等計画認定番号
２．変更指示の内容
３．変更指示の理由
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十三（第14条第１項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の認定取消し通知書

年　月　日

○○　○○　殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定特定半導体生産施設整備等計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第12条第２項又は第３項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

１．特定半導体生産施設整備等計画認定番号
２．認定取消しの理由
（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十四（第14条第２項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の認定取消し

１．認定を取り消された日付
２．認定を取り消された特定半導体生産施設整備等計画認定番号
３．認定を取り消された事業者の名称
様式第二十五により、次の様式を定める。

様式第二十六（第15条第２項関係）

認定特定半導体生産施設整備等計画の実施状況報告書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた認定特定半導体生産施設整備等計画の　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．特定半導体生産施設整備等計画認定番号
２．特定半導体生産施設整備等の目標の達成状況
３．実施した特定半導体生産施設整備等の内容（特定半導体生産施設整備の内容及び特定半導体生産施設における生産の内容については、認定特定半導体生産施設整備等計画と実績の比較を含め報告すること。）
４．特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組に関する実施状況
⑴　本事業による日本の特定半導体の安定供給体制の構築への貢献に関する実施状況
⑵　需給がひっ迫したときにおける増産に関する対応状況
⑶　特定半導体等の生産能力を強化するための投資に関する実施状況
⑷　特定半導体等の生産能力を強化するための研究開発に関する実施状況

添付書類目次

添付書類

１―⑴	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
１―⑵	貸借対照表又はこれに準ずるもの
１―⑶	損益計算書又はこれに準ずるもの

（備考）
１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

この省令は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月一日）から施行する。